

農業用ため池を
所有・管理している皆様へ

農業用ため池の

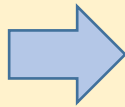
届出制度が始まります

令和元年 7月1日より

平成 30 年 7 月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

農業用ため池の所有者や管理者の方は、施設に関する情報を北海道に届け出ることが必要となります。

ため池所有者
又は
管理者



空知総合振興局
産業振興部
調整課

届出事項

- ① ため池の名称及び所在地
- ② 所有者の氏名等の情報
- ③ 管理者氏名等の情報
- ④ ため池の堤頂までの高さ、堤頂の長さ、貯水容量など

届出は、農業用ため池の所有者又は管理者から最寄りの振興局へお願いします。

Q 届出が必要となるため池は？



A 農業者が利用する農業用ため池です。

※現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出が必要となります。

Q 届出の期限は？



A 法律の施行日（令和元年 7 月 1 日）以後、農業用ため池を設置、廃止する時、又は届出情報に変更があった場合は、遅滞なく届出する必要があります。

※法律の施行日前に設置された施設については、本法律施行後、6ヶ月以内の届出が必要となり、本年 12 月 27 日（金）迄となります。

届出について不明な点は、最寄りの振興局又は市町村へお問い合わせをお願いします。

（お問い合わせ先）裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

【総合振興局の連絡先】

北海道空知総合振興局産業振興部

(窓口) 調整課指導企画係 TEL 0126-20-0087

【各市町の連絡先】

市町村名	担当部署	連絡先
夕張市役所	産業振興課	TEL 0123-52-3124
岩見沢市役所	農業基盤整備課基盤整備係	TEL 0126-23-4111
美唄市役所	農政課農林整備係	TEL 0126-62-3178
芦別市役所	農林課	TEL 0124-22-2111
赤平市役所	農政課	TEL 0125-32-1842
三笠市役所	農林課	TEL 01267-2-3996
滝川市役所	農政課	TEL 0125-28-8034
砂川市役所	農政課	TEL 0125-54-2121
歌志内市役所	産業課	TEL 0125-42-3215
深川市役所	農政課	TEL 0164-26-2255
南幌町役場	産業振興課	TEL 011-378-2121
奈井江町役場	産業観光課農政係	TEL 0125-65-2118
上砂川町役場	企画課	TEL 0125-62-2223
由仁町役場	産業振興課	TEL 0123-83-2114
長沼町役場	産業振興課	TEL 0123-88-2111
栗山町役場	建設課	TEL 0123-73-7513
月形町役場	農林建設課農村整備係	TEL 0126-53-2322
浦臼町役場	建設課	TEL 0125-68-2113
新十津川町役場	産業振興課	TEL 0125-76-2134
妹背牛町役場	農政課	TEL 0164-32-2411
秩父別町役場	産業課	TEL 0164-33-2111
雨竜町役場	産業建設課土地改良事業担当	TEL 0125-77-2220
北竜町役場	産業課	TEL 0164-34-2111
沼田町役場	農業推進課	TEL 0164-35-2114

農業用ため池とは？

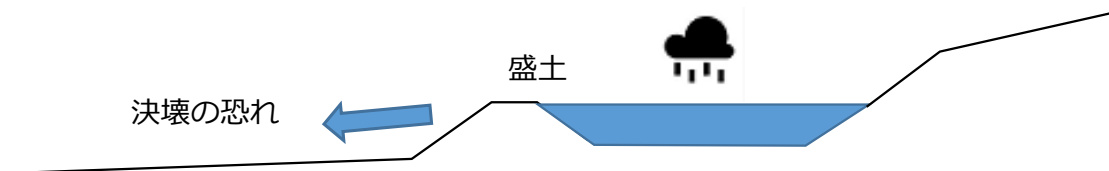
※ここでいう農業用ため池とは、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」の適用を受けるもの

- ◆ 農業用ため池とは、人工的に作られた施設としての「堤体」及び「取水設備」で構成されたもの
- ◆ 人工的に築造した施設であり、決壊するおそれのあるもの

● 届出が必要なため池

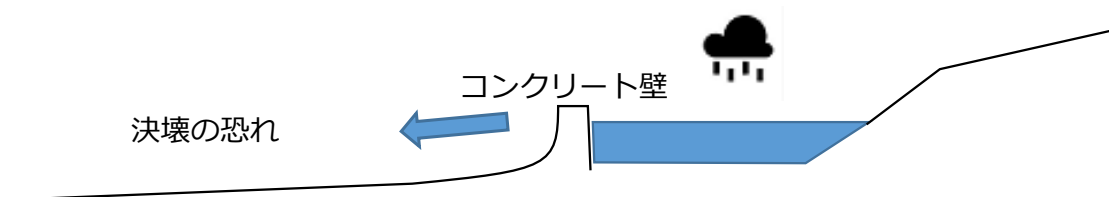
○盛土で築造され、決壊するおそれがあるもの

※ 盛土が、ため池の一部でも対象となります。
(例えば、掘込の温水ため池の下流側が盛土の場合 等)



○コンクリート壁等で築造され、決壊するおそれがあるもの

※ 壁が、ため池の一部の場合でも対象となります。



● 届出が不要なため池

○掘り込んで築造され、盛土はなく、決壊するおそれがないもの

※ ため池があふれても、周辺が浸水するだけ

